

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津島市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

津島市長

## 公表日

令和3年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型インフルエンザ予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<p>健康管理システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第1の項番10及び93の2</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法 第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法 第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3、115の2項</p> <p>主務省令 第12条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	<p>健康推進課長</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種推進室長</p>
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津島市役所 愛知県津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>津島市健康福祉部健康推進課 愛知県津島市上之町1丁目60番地(津島市総合保健福祉センター内) 0567-23-1551</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>津島市健康福祉部健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室</p> <p>愛知県津島市上之町1丁目60番地(津島市総合保健福祉センター内) 0567-22-5255</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 5 所属長の役職名	健康推進課長 橋本薫	健康推進課長	事後	
平成30年4月1日	II 1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II 2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月30日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の17、18、19項	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19項	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	(記載なし)	(様式変更に伴う追加)	事後	
令和2年7月1日	II 1 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	PIAの再実施
令和2年7月1日	II 2 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	PIAの再実施
令和3年1月1日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表第1の10項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第1の項番10及び93の2	事後	
令和3年1月1日	I 1 事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型インフルエンザ予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	事後	
令和3年1月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19項	番号法第19条第7号及び別表第2の項番16の2、17、18、19、115の2	事後	
令和3年6月14日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の項番16の2、17、18、19、115の2	【情報照会】 番号法 第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法 第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3、115の2項 主務省令 第12条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】  番号法 第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。）第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供】  番号法 第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3、115の2項  主務省令 第12条の2</p>	<p>【情報照会】  番号法 第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。）第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供】  番号法 第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3、115の2項  主務省令 第12条の2</p>	事前	番号利用法の改正による条項号変更
令和3年12月10日	I 1 ②事務の概要	追加	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】  ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。  ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。  ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書  の交付を行う。</p>	事後	
令和3年12月10日	I 1 ③システムの名称	追加	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】  ・ワクチン接種記録システム（VRS）</p>	事後	
令和3年12月10日	I 3 法令上の根拠	追加	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】  ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）  ・番号法第19条第6号（委託先への提供）</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I 8 連絡先	追加	I 1 事務の概要 <b>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</b> 津島市健康福祉部健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 愛知県津島市上之町1丁目60番地(津島市総合保健福祉センター内) 0567-22-5255	事後	